

フロン回収・破壊法の解体工事に係る事前確認制度のあり方について (たたき台)

平成24年11月26日

1. 現状認識

- フロン回収・破壊法第19条の2において、「特定解体工事元請業者は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、書面を交付して説明しなければならない。」（事前確認制度／規模要件なし）とされているにもかかわらず、平成23年度フロン回収・破壊法施行状況等調査によると、事前に確認していない建設業者、解体業者は約1割存在。
- 建設リサイクル法では、受注者から発注者への事前説明義務を踏まえ、発注者が工事着手の7日前までに都道府県知事等に届出（解体工事：80㎡以上など）。（建設リサイクル法第10条第1項、第12条第1項）。
 - 建設リサイクル法とフロン回収・破壊法の担当部局間で連携すれば、建り法の届出対象工事についてフロン法に基づく事前確認の指導を徹底できる可能性。

2. 整理の方向（たたき台）

<状況整理>

- 多くの都道府県においては、フロン法と建り法部局の連携による合同パトロールやフロン法の周知等の取組を行っているものの、更なる制度強化の必要性を認識。そのあり方としては、法令改正による対応よりも、両法所管部局の連携強化を国からの通知等により促進すべきとの意見が多い。なお、フロン回収・破壊法と建設リサイクル法では対象範囲が異なるなど、対策の整合について整理が必要。
- 実務面で、建り法所管部局との更なる連携の強化は可能。

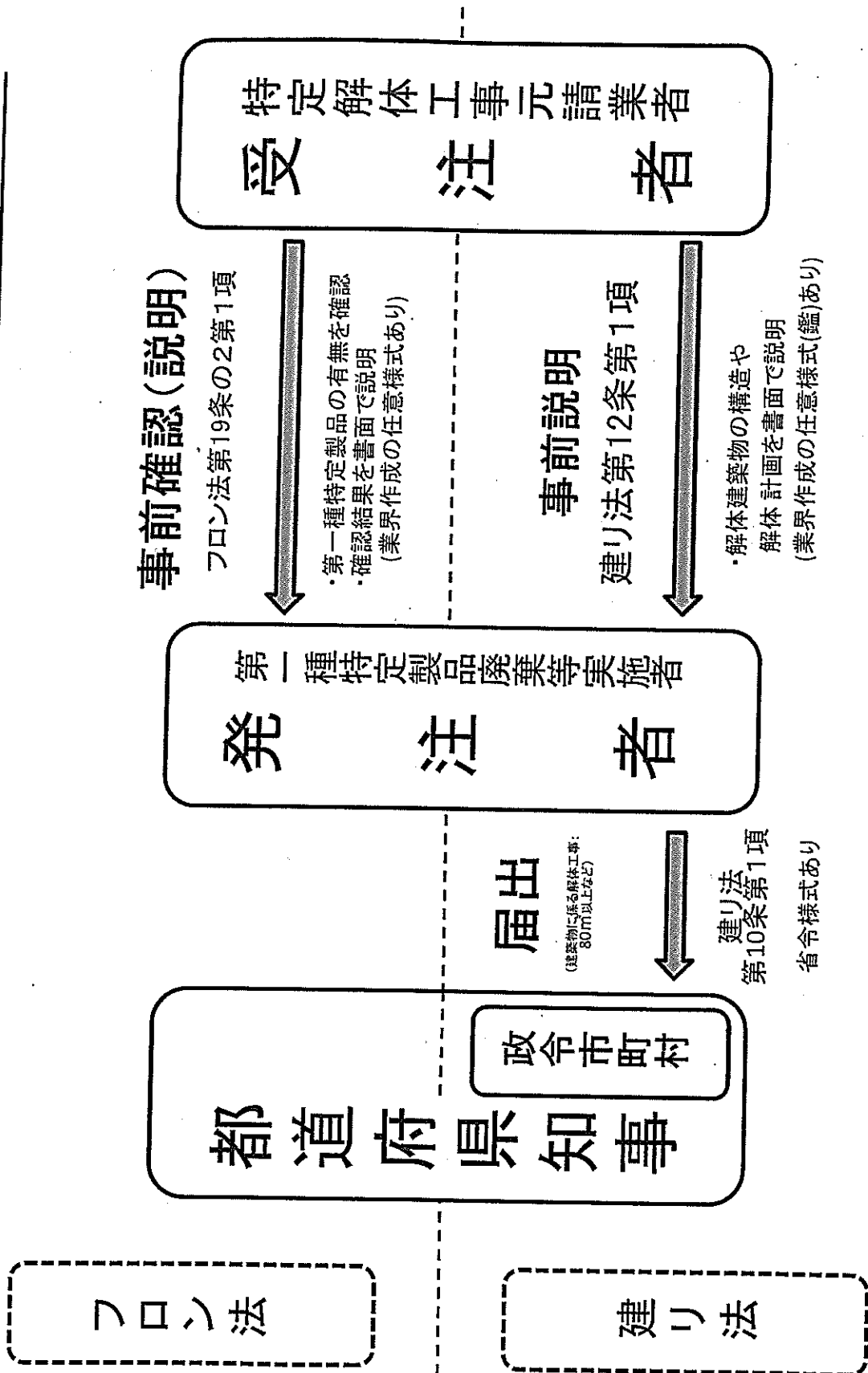
【対応案】

- ① 都道府県のフロン法担当部局がフロン回収・破壊に関して様々な取組を推進できるように、関係省庁と連携しつつ、参考となる事例をとりまとめて情報提供する。
- ② フロン法担当部局による取組の実効性の確保及び実務面での連携等の更なる充実を図るため、フロン法担当部局と建り法担当部局の間で建り法に基づく届出等の必要な情報の共有化を推進する。
- ③ また、関係業界を通じて特定解体工事元請業者に対しても様々な場面を通じて事前確認制度の周知や手続きの簡素化等に関する情報を提供し、実効性の向上を図る。

参 考 資 料

- ・ 建り法の届出情報をフロン法所管部局と常時共有している都道府県：10件
- ・ 国交省HPで、建り法第10条第1項の規定による届出様式の記載例（フロン類使用機器の有無）を掲載中。
- ・ 建り法第12条第1項の規定により、解体工事受注者は発注者に対して建築物の構造、解体計画等を書面で説明することとされているが、その際に、あわせてフロン法第19条の2第1項で規定する事前確認事項（第一種特定製品の設置の有無等）を説明するための任意様式が業界団体HPに掲載中。

フロン法と建り法の事前説明、届出スキーム



記載例 届出書

神奈川県 知事 非経許社 殿
平成22年 〇月 〇日
再資孤化本部

1. 工事の概要
① 工事の名称 ○○住宅解体工事
② 工事の場所 神奈川県伊勢原市△△-△△
③ 工事の種類及び規模

2. 元請業者 (請負契約によるもの)
7月1日
(株)〇〇〇〇 〇〇-〇〇〇-XXXX

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日
平成22年 〇月 〇日

4. 分別解体等の計画等
建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

5. 工程の概要
別紙のとおり
(工事着手予定日) 平成22年 〇月 〇日

記載例 解体工事

分別解体等の計画等

Table with 4 columns: 建築物の構造, 建築物の状況, 調査の結果, 調査の結果. Contains detailed information about the building's structure, survey results, and demolition plans.

〇欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

設置機器事前確認書

(フロン回収・破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

(特定解体工事発注者用)

書面の交付年月日 年 月 日

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

電話番号

(建設リサイクル法による事前説明と同様に説明する場合のみがみとして使用します。)

(特定解体工事発注者用)

説明書

(事前確認書) 書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保に関する法律第19条の2第1項及び特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第2条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	
第一種特定製品の設置の有無	
あり	なし
「あり」の場合その種類と数量	「なし」の理由(該当するものに○印)
エアコンディショナー	① 対象機器の型式はもととなし
台	② 対象機器は原形済みである
台	③ 対象機器はフロン回収済みである
台	④ 家庭用機器のみである(家電リサイクル法で処理)
台	⑤ その他(具体的にその理由を明記下さい)

特定工事発注者の説明へ
※ありの台数は、製造商の台数を基に第一種フロン類回収業者がフロン類の回収を依頼する必要がある。※フロン回収業者が台数を依頼する旨を記載する旨(責任説明書)を交付する必要がある。※台数の詳細は、第一種フロン回収業者、回収開始前にご確認下さい。※表紙の裏面に設置されている機器の詳細を説明しております。

フロン類を回収せざるに放出すると、法律に違反せられます。

(下記の項目は法律に規定された記載項目です)

※(様式については「フロン回収破壊業協会のホームページ」のホームページからダウンロードできます。 (www.hifep.jp))

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出様式(様式第一号)に必要な事項を記載したもの)

②別表(別表1~3のいずれかに必要な事項を記載したもの)

別表1(建築物に係る解体工事)

別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表3(建築物以外に解体工事又は新築工事等(土木工事等))

③その他の別添資料(添付する場合)

案内図

工程図

④フロン回収が必要な機器の有無を説明する資料

(フロン回収破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書)

※この様式については、フロン回収破壊業協会(HFREP)のホームページからダウンロードできます。(www.hifep.jp)